

長崎県における県管理構想 (土地利用基本計画に位置付け)の取組概要

- 長崎県は人口減少や少子高齢化が全国よりも早いスピードで進み、2040年頃には生産年齢人口が県人口の5割を切ることが予測されるなど、県土の適正な利用と管理を通じて、県土を荒廃させない取組を進めていくことが重要。
- 令和5年7月に閣議決定された第6次国土利用計画（全体計画）との整合性を図るため、令和7年3月5日付けで長崎県土地利用基本計画を改定。
- 長崎県土地利用基本計画県と管理構想を一体的に策定し、計画の実行性を高める取組として管理構想を位置づけ、市町村管理構想や地域管理構想の取組を推進することを示した。

■ 地域概要

- ・人口等：人口 約131万人、世帯数 約56万世帯（R2年国勢調査）
- ・面積：4,130.98km²（R2年国土地理調査）

- 検討体制 地域振興部土地対策室が取りまとめを行い、各市町及び県関係課へ意見照会



長野県管理構想のポイント

1) 一体的な策定

長崎県土地利用基本計画の改定をきっかけに、管理構想も一体的に位置づけ。

2) 実効性の担保

土地利用基本計画の実行性を高める取組として、管理構想を位置づけ。

※黒囲みは、「国土利用計画法に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画に係る運用指針（R6.6）」第1章 IV. 国土利用計画への都道府県管理構想、市町村管理構想の記載方法 2. 都道府県計画に都道府県管理構想を記載する際の具体的方法、に記載方法として示されているもの。

■ 長崎県土地利用基本計画の構成

長崎県土地利用基本計画

はじめに

1. 県土の利用に関する基本構想

- (1) 県土利用の状況
- (2) 県土利用をめぐる基本的条件の変化と課題
- (3) 県土利用の基本方針
- (4) 地域類型別の土地利用の基本方向
- (5) 利用区分別の土地利用の基本方向

① 県土の管理に関する基本構想

2. 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び地域別の概要

- (1) 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標
- (2) 地域別の概要

3. 適正な土地利用・管理の確保を図るための措置

- (1) 土地利用関連法制等の適切な運用
- (2) 土地の有効利用・転換の適正化
- (3) 県土の保全と安全性の確保
- (4) 自然環境の保全・再生・利用と生物多様性の確保
- (5) 持続可能な県土管理
- (6) 多様な主体による県土利用・管理の推進
- (7) 県土に関する調査の推進
- (8) 計画の効果的な推進

② 必要な措置

県管理構想

4. 土地利用の原則

5. 重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

6. 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画